

2022年（令和4年）12月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する  
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ  
とに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）11月16日付けで諮問（第1172号）された生活  
保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人  
情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略に  
ついて、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以  
下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外  
に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供する  
ことに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に  
提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的  
理由は、次のとおりである。

##### (1) 諮問に至った理由

東京税関調査部統括審理官から、関税法第119条第2項の規定に基づ  
く調査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされ  
た。関税法第119条第2項の規定は目的外のために提供しなければならない  
ことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねら  
れている場合に該当するため、東京税関調査部統括審理官に生活保護受給  
者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する  
条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問  
するものである。

##### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

###### ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、性別、保護受給の有無、保護開始日、保護開

始理由、保護停廃止日、保護停廃止理由、保護費支給方法（口座振り込みであれば金融機関名及び支店名、口座番号、口座名義）、支給金額（直近の支給金額）

なお、照会書中に要件審査状況の提供を求める旨の記載があり、東京税関調査部統括審理官に確認したところ、保護申請中の場合には審査の状況について、すでに保護開始又は停廃止となっていればその日付及び理由について提供してほしいとのことだった。

また、その他参考事項については、該当がないため提供しない。

イ 目的外に提供する相手方

東京税関調査部統括審理官

ウ 目的外提供の根拠規定

関税法第119条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、関税法第119条第2項の規定に基づくものである。

関税法第119条第2項の規定は「税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した東京税関調査部統括審理官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について東京税関調査部統括審理官に問い合わせたところ、「調査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は現在調査中の薬物密輸入事件の被疑者である。保護受給者であれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。また、当該事件に係る金銭の流れを把握するため、口座情報を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、調査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京税関調査部統括審理官に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 調査関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について東京税関調査部統括審理官に問い合わせたところ、「調査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は現在調査中の薬物密輸入事件の被疑者である。保護受給者であれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。また、当該事件に係る金銭の流れを把握するため、口座情報を確認したい。」とのことであった。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関が東京税関調査部統括審理官に確認したとおり、本件の目的外提供は、調査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることとなる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上